

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第19条第12項の規定に基づき届出を行なった選択約款の時間帯別電灯〔夜間10時間型〕（平成24年 9 月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、7（料金）に定める料金率および附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）に定める5時間通電機器割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表6（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

### (1) 7（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1契約につき	1,260.00	60.00
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,100.00	100.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	273.00	13.00
電力量料金		
昼間時間		
最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	25.20	1.20
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	33.60	1.60
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	38.81	1.85
夜間時間		
1キロワット時につき	12.06	0.57

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
8時間通電機器割引額 8時間通電機器の総容量(入力) 1キロボルトアンペアにつき	42.00	2.00
通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 通電制御型夜間蓄熱式機器の総 容量(入力) 1キロボルトアン ペアにつき	189.00	9.00
最低月額料金 1契約につき	314.75	14.99

- (2) 附則3(5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置)に定める5時間通電機器割引額

単 位	5時間通電 機器割引額	消費税等相当額
	円	円
5時間通電機器の総容量(入力) 1キロボルトアンペアにつき	283.50	13.50

- (3) 別表6(燃料費調整)に定める基準単価

単 位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.222	0.011